

市・県民税(給与所得等に係る特別徴収)の納期の特例に関する承認申請書

受付

年 月 日提出

福井市長 殿

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)

㊟

電話番号

特別徴収義務者指定番号

地方税法第321条の5の2及び福井市市税賦課徴収条例第34条の2の規定により市・県民税特別徴収税額の納期の特例について、承認を受けたいので申請します。ただし、給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなったときその他納期の特例の要件を欠くこととなったときは、遅延なくその旨を届け出ます。

| | | | |
|------------------------|-------------------------------------|--|-----------|
| 特例の適用を受けようとする税額 | 平成 年 月分以降の特別徴収税額 | | |
| 申請の日前6ヶ月の給与支給人数 | 月区分 | 総数(内臨時) | 福井市内(内臨時) |
| | 年 月 | 人(人) | 人(人) |
| | 年 月 | 人(人) | 人(人) |
| | 年 月 | 人(人) | 人(人) |
| | 年 月 | 人(人) | 人(人) |
| | 年 月 | 人(人) | 人(人) |
| | 年 月 | 人(人) | 人(人) |
| | ※ 内臨時のカッコ内にはパート、アルバイト等の人数を記入してください。 | | |
| 当市の徴収金について滞納がある場合はその理由 | | | |
| 最近1年以内に承認の取消しを受けたことの有無 | 有 ・ 無 | 所得税法第216条の規定による源泉所得税の納期の特例の承認を受けていることの有無 | 有 ・ 無 |

申請についての注意事項

- 1 この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時 10 人未満である特別徴収義務者です。

(注) 「常時 10 人未満」というのは、常に 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

- 2 1 に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市区町村長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- 3 この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職所得等について特別徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる納期までに納入することになります。

納 期 限

| | |
|----------------------|---------------|
| 6 月から 11 月までの徴収税額分 | 12 月 10 日まで |
| 12 月から翌年 5 月までの徴収税額分 | 翌年 6 月 10 日まで |

◎10 日が、日曜、祭日の場合はその翌日、土曜日の場合はその翌々日

- 4 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受けるものが常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市区町村長に届け出なければなりません。

◎注意 滞納や著しい納入遅延があるようなものについては、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたしたりしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。